

【神奈川県厚木市回答】 公立学校におけるPTA 会費等徴収事務の適正化に関する実態調査

1 件のメッセージ

7800 <7800@city.atsugi.kanagawa.jp>
To: 7800 <7800@city.atsugi.kanagawa.jp>

2026年4月9日 14:48

PTA適正化委員会
事務局代表 佐藤 大 様

いつもお世話になっております。
標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。
期日に間に合わず、大変申し訳ございません。

【照会事項】

問1：PTA会費徴収事務への教職員の関与について

【回答】法的位置付けはなく、慣例的に行われているものと認識しております。PTAが独自に徴収することが最もふさわしい方法であると考えております。

問2：事務の性質について

PTA会費徴収事務について、教育委員会として以下のいずれに該当する事務として整理されているかご教示ください。

☐学校の校務（公務）として行われる事務・☐PTAの事務を補助する協力行為・☐保護者からの依頼に基づく事務補助・☐その他（具体的にご説明ください）

【回答】学校のPTA会費徴収事務については、PTAの事務を補助する協力行為と捉えております。

問3：公的資源の利用根拠について

PTA会費徴収に際して、学校名義の口座、学校徴収金管理システム、事務機器、教職員の労務等の公的資源が利用されている場合、

その利用を可能とする法令、条例、規則、要綱、通知等の根拠が存在する場合は、その名称および該当部分をご教示ください。

（※明文化された根拠が存在しない場合は「なし（慣例による運用）」等のご回答ください）

【回答】ありません（慣例による運用）

問4：事故発生時の責任主体について

PTA 会費徴収に関して、以下のような事故が発生した場合の責任主体について、教育委員会としての整理をご教示ください。

・口座振替設定ミスによる誤徴収・PTA 会費の二重徴収・徴収した現金の紛失・PTA への送金処理ミス・PTA 会費の不正使用が判明した場合

それぞれについて、想定される責任主体をご教示ください。（☐学校長、☐教育委員会、☐PTA、☐その他、あるいは個別判断等）

【回答】

・口座振替設定ミスによる誤徴収・PTA 会費の二重徴収・徴収した現金の紛失
→委託契約を結んで学校が代行している場合は学校長、そうでない場合（委託契約なく学校が代行している、またはPTAが独自に徴収している）はPTAが責任主体になると考えます。

・PTAへの送金処理ミス →委託契約有の場合は学校長、無の場合はPTAが責任主体になると考えます。

・PTA会費の不正使用が判明した場合 →PTAが責任主体になると考えます。

問5：責任分担を明記した文書について

*PTA会費徴収事務について、学校とPTAの責任分担を整理した文書（協定書、覚書、要綱、通知等）が存在する場合は、その文書名をご教示ください。

【回答】現在、各学校において、そのような文書は存在していないものと認識しています。

問6：学校とPTAの関係性の位置付けについて

*教育委員会として、公立学校とPTAとの関係について制度上どのように位置付けているかご説明ください。（例：学校外部団体、教育活動協力団体など）

【回答】学校と連携してこどもたちの健やかな成長を支える社会教育団体と認識しております。

問7：今後の行政運用について

*上記の制度整理を踏まえ、現在学校が関与しているPTA会費徴収の仕組みについて、今後の行政運用として以下のいずれの方向性を想定されているかご教示ください。 ☐ 現行の学校関与を継続する（委任契約等による継続を含む）
☐ PTAによる自主徴収への移行を検討する ☐ 制度の見直しを検討している（具体的にご説明ください） ☐ その他（具体的にご説明ください）

【回答】PTA会費は、PTAによる自主徴収が正しい徴収方法であるという周知を図っていきます。

以上となります。

よろしくお願いいたします。

厚木市教育委員会 教育総務課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17

TEL046-225-2600 FAX046-224-5280

mailto:7800@city.atsugi.kanagawa.jp
